

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第7期第4回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	令和8年8月6日(木) 16時00分 開会 17時08分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎2階 第2会議室
出 席 者 氏 名	田村会長、西岡副会長、北守委員、泊り委員、斉藤委員、佐藤委員、 西田委員、村上委員、佐々木委員
欠 席 者 氏 名	林委員
事務局職員職氏名	那須総務部長、喜來政策推進課長、田口主査、金子主査、遠藤主事補
議 題	1 今後の会議スケジュールと本日の流れ 2 町民参加の手法について 3 「町民」の定義について 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】 美幌町自治推進委員会_今後の会議スケジュール・本日の流れ 【資料2】 町民参加について(概要) 【資料3】 町民の定義について
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
田村会長	只今から、第 7 期美幌町自治推進委員会の第 4 回推進委員会を開催いたします。 この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条の規定により公開されます。 ただし、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は会議の全部又は一部を公開しないことができます。 そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することになりますが、会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を町ホームページにも掲載いたしますのでご了承ください。 はじめに、本日の欠席委員についてご報告させていただきます。 林委員から欠席の旨申し出がありましたので、ご報告をさせていただきます。 また、事務局の担当変更がありましたので、事務局からご挨拶をお願いいたします。
事務局（政策主査）	先月の 7 月から政策推進課に配属になりました、金子と申します。 よろしくお願いいたします。 〈議題 1 今後の会議スケジュールと本日の流れ〉
田村会長	では、次に議題に入らせていただきます。 議題の一つ目「今後の会議スケジュールと本日の流れ」を事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	私から、「議題(1) 今後の会議スケジュールと本日の流れ」につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。 資料 1 をご覧ください。 スケジュールに関しましては、前回会議でもお知らせさせていただいており、条例改正を行う場合は、3 月に議会提案をすることとしてご案内しておりました。 しかし、本条例は町の最高規範で、まちの憲法に位置づけられることから、町議会においても慎重な議論が必要だと判断したため、12 月に改正案を提案することで新たにスケジュールを切りなおしております。 変更後の委員会の予定ですが、本日を含めまして残り 5 回の開催を予定しております。日程としましては、今月の末、次回が 8 月 25 日を予定してございまして第 5 回。それから 9 月中旬に第 6 回、10 月に第 7 回、第 8 回を開催させていただく予定でございます。 それぞれの会議の審議内容でございますが、本日は「町民参加の手法」「町民の定義」について検証を行いまして、次回の第 5 回では、本日の検証の続きに加えまして、自治基本条例の条文の検証を行ってまいりたいと考えております。 続く第 6 回では、答申の内容について検証を行いまして、第 7 回で事務局で

	作成した答申書案を検証したいと思っております。 その後、第 8 回の委員会にて町長への答申を行い、条例改正を行う場合には、10 月の中旬からパブリックコメントを実施し、12 月に条例改正案を議会へ提出するスケジュールとなっております。 次のページをお開きください。 本日の委員会の流れでございますが、大きく 2 点について検証いたします。 1 点目は「町民参加の手法について」です。これまでも多くの議論を行ってきましてパブリックコメントなどに関する課題や改善策の案を整理いたしましたので、共有をさせていただき、検証・議論を行います。 2 点目は「町民の定義について」です。近年の社会情勢の変化などで、新たなライフスタイルや関わり方、制度が生まれてきており、こうした時代の変化に対応するために町民の定義の見直しについて検証・議論を行います。 その後、事務連絡などをさせていただきまして、おおむね 17：30 に閉会を予定しております。 また、本日の会議の目的・目標としましては、先の 2 点の検証内容につきまして、次回開催時に、条例改正の必要があるかどうかなどの判断を協議できるよう、皆さんからたくさんのご意見をいただきたいと考えております。 以上、「議題(1) 今後の会議スケジュールと本日の流れ」についてご説明させていただきますました。よろしくお願いいたします。
田村会長	事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はないでしょうか。 では、今後、12 月に向けて前倒しになって、今日が第 4 回で第 8 回までやる予定ということになるかと思うんですけども、会議の開催日につきましては、早めにご案内・候補をいただいて返信・返答させていただいておりますけども、なるべく早めに決めていっていただきたいなど。 たくさんいらっしゃるので、その日程調査が難しいことがあると思うんですけども、早め早めに決めて案内をいただくとありがたいなというので、そのようにしていただければ皆さん参加しやすくなるのかなと思います。
事務局（政策課長）	そうですね。皆さんの中でも忙しい方ばかりですので、きちんと早めにスケジュールを決めてお願いをしたいなと思っておりますので、ありがとうございます。
田村会長	よろしくお願いいたします。 〈議題 2 町民参加の手法について〉 では、続いて議題の二つ目「町民参加の手法について」を事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	「議題(2) 町民参加の手法について」ご説明させていただきます。 資料 2 をお開き下さい。 本委員会の中で、これまでみなさまからいただいたご意見を、町民参加の課題として次の 4 点に整理しました。

	課題の1点目「パブコメの氏名記入について」パブコメ提出の際に、住所や氏名を記入する必要があり、それ自体が、意見を提出するハードルになっていること。 2点目「役場庁舎内でのパブコメ実施について」現在、パブコメ実施の際は、各原課の窓口にて意見書提出の受付を行っておりますが、役場庁舎に来てもその実施状況や実施場所がわかりにくいこと。 続いて、3点目「効果的な周知・発信方法について」そもそも、パブコメを実施しているかどうか気づくことが難しいこと。 最後の4点目「求める意見のわかりやすさについて」計画のボリュームが多いことや、内容が難しく、どのような意見が求められているかわかりにくいこと。 これらの課題を解決するため、パブリックコメントだけではなく、様々な意見聴取の方法について検討しまして、資料下段のとおり整理をさせていただきました。この案は、実施を必須とするもの、それから計画の内容に応じて実施するものに分けて整理をしております。また、課題に対しての解決策が明確になるよう、課題に番号付けをして紐づけを行っております。 必須項目とする改善策については、3点ございまして、1点目の「庁舎内でのデジタルサイネージを活用した周知」につきましては、正面玄関にパブコメを実施している旨のデジタルサイネージを掲示することで、来庁されるみなさんが、一目で実施状況を把握できるようにするものです。 2点目の「町HPにおける専用サイトの作成」でございますが、これまでパブコメの実施状況は、各原課のページまで行かないと確認できませんでしたが、パブコメの情報に特化したページを新たに作成することで実施状況の可視化を図るものです。 3点目の「計画の概要版の作成」でございますが、これまで計画そのものをご覧いただき意見をいただいておりますが、計画内容の要点を絞って目的・内容を簡潔に明確化した資料を作成することで、わかりやすい情報発信を目指すものです。 これら3点の実施のほか、計画内容に応じまして、例えば、町民生活に直接的な影響が大きい計画などについて、資料右の案についても検討できるものと考えております。 1点目の「WEBアンケートの実施」ですが、計画案の策定期間中などにおきまして、必要に応じてアンケート調査を行います。この際に記名を必要としないことや、手法として、紙ベースのものだけではなく、WEBアンケートを行うことによって幅広い世代からの意見聴取を図るものです。ただし、無記名でのアンケートは、条例で定めるパブリックコメントと異なり、そのすべてに回答・対応するのではなく、担当原課が意見を見定めて、計画内容に採用するなどの判断をさせていただくこととしており、一部取扱いが異なるものと考えております。 2点目の「町民説明会の開催」であります。計画や制度内容について直接町民のみなさんに説明する機会を設け、その場でご意見やご質問をいただくなど、町民参加機会を確保するとともに計画内容の理解につながると考えております。 以上が、事務局で整理した案でございます。これらに関するご意見・ご質問のほか、パブリックコメントに限らず、幅広く町民のみなさんからの意見聴取する手法についても、委員のみなさまからご発言いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上になります。
--	---

田村会長	ありがとうございます。 何かご質問やご意見はありませんか。
事務局（政策課長）	デジタルサイネージって先ほどご説明しましたけれど、庁舎で見たことございますでしょうか。紙で貼るのではなくて、液晶で表示するものになっておりまして、紙とは特に変わりはなく見ていただいて分かりやすいものかなというふうに思っております。
村上委員	そのデジタルサイネージって、多分置くところでかなり景観変わってくると思うんですね、僕の個人的な意見なんですけど。あのサイネージって入り口のところにあったところで、多分あまり見ない感覚が僕の中ではあるんですよ。 じゃあ、何を見ているかっていうと僕はこの待ち時間、例えば書類を依頼して届くまでのこの時間とかが椅子に座っているじゃないですか。そこから目に入るものに関してはずっとこうやって見たりとかするんですね。多分それ以外のものってなかなか効果が出ないと思うんですね。それこそ目の引く、例えば美幌の夏祭りだとか、ああいうものでデジタルサイネージしてパッと通ってもうわかるぐらいの、ああいう内容であればいいんですけどね。結構この内容が濃いものに関してはやはりその待合室というか、椅子があって、そこから見られるような状態が一番好ましい。それをちょっと加味していただければ、結果は良くなるのかなと思っていました。
事務局（政策課長）	イメージとしては、入り口のところに簡単にわかるようにだけ表示して、今おっしゃっていただいたとおり、待っている間目につくような場所に表示をして、当然担当の課の窓口には、今やっていますっていうのは表示して、そうすれば少しは今よりは認知いただけるかなと今お話を聞いていて思いましたので、その手法はちょっとうちの方でどういうふうにできるか検討したいと思います。 他の町の例とかがいろいろ見ていった中でいくと、滋賀県の守山市というところで、こういうような形ですね、パブリックコメントについて問題点ですとかを議論している資料がありまして、やはり今おっしゃったように認知度の低さっていうのはその守山市というところでも議論されていて、やはりその表示について工夫をして、来庁していただいた町民の皆さんにわかりやすくしましょう。というような結論になっている部分もあり、あと当然、概要版って今書いていますけれども、町民の方が全部計画見てなんだろうって言うんではなくて、きちんとわかりやすいように皆さんが意見を言いやすいような形で、わかりやすくお知らせするということの結論も出てたりとかそういうことがありましたので、そういったのを取り入れて、こういうのはどうでしょうかというのを、皆さんに提示させていただいているような状況でございます。
田村会長	今回この資料の中で課題を四つに分けていただいているので、せっかくなので一つずつちょっと確認をしたらいいのかなと思いますので、そういう形でちょっと分けて考えてみたいかなと思います。 まず「①パブコメの氏名記入について」ということで、これは計画を踏まえ積極的に実施するものとして、WEB アンケートなど氏名記入によらない参加方法を導入するということを、改善策としていただいていますけれども、これはつまり、パブコメとしては、やはり氏名というのは必ず基本的にはないといけないという認識ということで

	いいんですかね。
事務局（政策主査）	はい、そうですね。 なので、パブコメによらない方向で何か検討できないかということで、この案をちょっと考えている形ですね。
事務局（政策課長）	やはりその他の町でも、記名というのがハードルが高くなる要因というふうな話は、やはり他の町でもされておりました。最終的には無記名になると、きちんとした意見の方もいらっしゃる、誹謗中傷みたいな感じになっている部分もやっぱり多くなってしまうので、仕方ないみたいな結論というのは、他の町の検討の中ではありまして、我々の中でも一応記名をするというふうになっておりますので、そこは堅持すると今の説明のとおり、それ以外の方法でできないかというところですね。
田村会長	じゃあ、やはりパブコメとしては氏名がないといけないよというのはそれはそれでよくわかりますし、もっと広く意見を集めるということで、無記名での WEB アンケートの実施というのも分かるんですが、それは両方合わせて実施するということになるんでしょうか？ パブコメとして記名方法のものが一つと、あともう一個同じ内容のもので、WEB アンケートとして無記名でできますよという二段構えですか？
事務局（政策課長）	そうですね。聞き方はもうちょっと柔らかくなるかもしれませんがパブコメは概要版を見て、ちょっと形式ばったような感じになってしまうかもしれません。 WEB アンケートはもう少し砕けた形でお聞きして、なるべく答えていただきやすいような形で、大きな計画変更とか、大きな計画の制定のとき、皆さんの意見をより聞かなければいけないという案件のときには、それを両方やるのがいいんじゃないのかなというふうに思います。
西岡副会長	その場合の取り扱いはどうなるのか。
事務局（政策課長）	パブリックコメントは今まで通り当然それに対してのコメントをしますけれども、無記名のことににつきましては、一件一件ではなくて、こういった意見がありましたというのは、集約したような形で何か答えを出すような形になるかなというふうに想定はしております。その違いは必要になるかなというふうに思います。
西岡副会長	そしたら、何件かあるやつでとりまとめておよそこういう内容なものがあるということで回答するのか。
事務局（政策課長）	そうですね。言葉が違えど言っている意味はこういう意味っていうのは、なんとなく分類分けできるような、想像をしております。
西岡副会長	そこでさっき言った誹謗中傷のようなものは、その時点でカットする？
事務局（総務部長）	誹謗中傷であっても、それは意見として省くんじゃなくて、それは受け止めた中

	で、それに対して町としてどうだということは、出していないと思っているので、ダメな意見は外すというそういう意味ではありませんので、意見は意見としてしっかりと受け止めるような、そういった整理をしたいと思っている。
事務局（政策課長）	例えが悪かったですね。誹謗中傷ではなくて、全然違うような意見だったり意味をくみ取れないものももしあった場合にはっていうそういったものについてもあるかなというところですよ。
西田委員	パブリックコメントは、個の意見を役場として回答できますよっていうものでやっているもので、WEB アンケートは、結局は皆さんが出してくれたものを、総じて何％ぐらいの人がこういう意見でしたよという円グラフにできるような形で聞くということで、それよりも詳しい意見を訴えたかったらパブリックコメントにご記入くださいというような形でやるということになるんですよ。
事務局（政策主査）	WEB アンケートですけれども、今の流れでいうと同じタイミングで二段構えてっていう、これも一つの方法だと思えますけれども、例えば、パブリックコメントはほぼ原案のものを皆さんに見ていただいて、意見いただくというようなスケジュールではあるんですけれども、そのときに意見を言っても、もっと早いときに意見が言いたかったとか、そういったこともこれまでの会議の中でご意見としていただいていたんですけれども、このアンケートの二段構え、例えばパブコメの前段の方で、方向性だとか、そういったところを伺いたいときに、さすがにそのときにパブリックコメントだと、何も概要が見えない中で意見を取るというのは難しいところがございますが、WEB アンケートだと、もう少し概要というか方向性そういったところでの意見を聴取することもできるということも一つの考え方として活用できるのではないかなと思っています。 なので、パブコメの前の段階で WEB アンケートを実施して、そのアンケートでいただいた意見を整理して、原案に反映できるようなら反映をさせていただいて、その原案ができた段階ではパブリックコメントというような形でですね、そういうような二段構えというか活用の仕方也能きのかというふうには、こちらでは考えているところでございます。
田村会長	パブリックコメントはやっぱり形式というか、いろんなルールがあるので、それにのっとってやらなくちゃいけないという難しさがあるので、それに縛られない WEB アンケートもうまく活用すれば、いろいろ広く意見を集めていけるんじゃないかなというところですよ。 パブリックコメントは基本的には自由記入方式なんですかね。
事務局（政策主査）	そうですね。基本的には自由記載の形になります。
田村会長	WEB アンケートだったらそういう方式にも縛られるようになったり、選択式ですとかあとは自由記入欄を作ったりとかっていうのは自由にできるということですね。
北守委員	WEB アンケートの取り方ってというか、いろいろあると思うんですけど、聞くところによるとその美幌町のアプリみたいなものが登場すると聞いているんですが、そういっ

	たところから多分参加は少しやすくなると思うんですけど、例えば、そういった手法をとって、多くアンケートの回答いただきたいんだけどとなれば、ポイントみたいなものもあるじゃないですか。そういうのもつけられているとか、そういう形で多少増える要素があるかなというふうに思います。 なので、そのアプリがいつできるのかはわかりませんが、そういうのはきょうまく使っていくことになるのかなというふうに思います。
佐藤委員	こちらの広報で全戸配布とかそういったことは無理なんではなかね。やはり高齢者の方は、多分無理だと思います。
事務局（政策課長）	今、WEB アンケートという形にはしていますけれども、当然そういったご意見はあると思いますので、それは今後何か手法はですね考えたいと思います
佐藤委員	町民にまず、広報が何かで周知してから、アンケートもできたら誰でも記入しやすいような WEB だけじゃなくて、そういった方法もどうかというふうに思います。
事務局（政策課長）	はい、わかりました。
田村会長	次に、「②庁舎内のパブコメ実施について」は、先ほど、まずデジタルサイネージの位置などしっかり検討しないといけないかなというところでしたが、他に何かありませんか。
北守委員	先ほど、デジタルサイネージの話なんですけれども、1 階の待ち合いのところの上にある、あそこに差し込むことはできないのでしょうか。
事務局（政策課長）	今仰っていただいたとおり待っているときに見ていただける方もいらっしゃると思うので、そこはちょっと検討しなければいけないなと思っております。
田村会長	次に、「③効果的な周知・発信方法について」という部分、今回で言うと必須項目とするものとして、町のホームページに専用サブサイトの作成をして実施状況を可視化することであつたりとか、あと町民説明会の開催などということを、計画内容を踏まえて実施を検討するということになっているんですが、それについては、どうでしょうか。
村上委員	自ら情報を取りに行かないと気づけないというのは、まさにその通りだと思うので、ある程度、ちょっと言葉は悪いんですけど、強制みたいなものや縛りみたいなものが絶対必要だと思うので、各自治会とかですね、そういうところで集まる機会とかを作って、その場で集約するというか、そういうことが、一番データが集まるというか、そういう感じのほうがいいのかなと、正直思いました。 多分、まち育とかで結構来られていると思うんですけど、そこでパブコメであつたりとか、直接登録してもらつとか、そこまでもやってしまえば、今まで集めている数よりも跳ね上がるんじゃないかなと思います。

事務局（政策課長）	仰っていただいた、まち育出前講座、私は別な部署のときに行かせていただくこともありましたが、やはり参加していただける方が結構人数いらっしゃるので、そういったところは非常に効果的かなというふうに、直接お話できますし、どういった形かはわかりませんが、その意見をいただくという形もすごく、面と向かってであればいろいろ言ってもらえたりとか、書いていただけたらとか、その可能性は増えると思います。
村上委員	結構そういまち育であったりとかいうのは、そこに参加されるということは、やっぱり町のことを考えたりする方が比較的多いと思うので、余計に効率的だとか、そういうふうにできるんじゃないかと考えています。
西田委員	課を超えた話になっちゃうかもしれないんですけど、私はしゃきとプラザで働いているので、健診しよちゅうやっていらっしゃるって、結構座って待っているときに、私もレディース健診に行ったときに、目の前に流れているのが普通のテレビだったんですけど、あれってとってももったいない気がして、何か知らせたいものがあれば、そこで流していると待っている間、見ざるを得ないっていうか、ただ黙っているっていうのが退屈なので、テレビ見ているみたいになっているので、そこに発信したいものを流していると、意外と高齢者の方が、しゃきとプラザの検診は利用されるので、周知するのに一役買ってくれるのではないかなというふうに思うんですけども。 高齢の方って立って歩いているときって視線が下なので、やっぱり目の前にあるボードとかに気づきにくいので、座って初めて顔を上げてくれるので、座っているときにゆっくり見られるもののほうが、意外と気づいてゆっくり、頭の中で覚えてくれたりするかなと思うんですけど。 そこになんか QR コードとか出たら、スマホでつい読みたくなっちゃったりとかするので、そしたらそこに WEB アンケートにつながるっていうのは待っている間に、やれる方もいっぱいいらっしゃると思うんですよね。
佐々木委員	このやり方が正しいか間違っているか、できるかできないかという問題があると思うんですけど、僕の場合は結構、アンケートとかは好んで答えるタイプなんですけども、答える代わりになんかこう、リポートをもらいたいな、ポイントをもらいたいな、そこのサイトで登録しているんですけども、アンケートに答えたら 2 ポイントもらえとか、3 ポイントもらえとかっていうやつに登録しているんですよね。 で、町の狙いとして、一人の多くの人の意見をどんどん吸い上げたい、集約したいんだってところであれば、例えば、やり方としては、アンケートを全町民に対して、文章に入れて送る、アンケートにご協力ください、広報でもいいですよね。QR コードを読み取って、それを回答したら、ポイントがもらえますとか、商品券 500 円分もらえますみたいなことをすると、少しアンケートの回答率が上がるのかなという感じがします。
事務局（政策課長）	ありがとうございます。先ほども北守さんが同じようなことを言っていていて、まだ大々的に発表していないんですけども、今回皆さんほっかいどうアプリというポイントが、北海道からもらうという給付金で、ほっかいどうアプリをダウンロードして、そこからもらうというのを手続きした方もいらっしゃるかもしれませんが、それに似たような美幌町版の美幌アプリみたいなのを今後作っていきましょうというふうに

	町の方でなっています。 で、そういった中でいくと、こういったアンケートですとか、いろんな情報を一つのアプリで、皆さんがご覧いただけるような形。そこに、北守さんにもさっき仰ってもらった、答えたらポイント数は別として何ポイント贈呈しますというような、それを町内の商店のお店とかで使えるようにっていうのは考えていけるのかなというふうには思いますので、何ポイントとかというのは別としても、お答えいただいた意見に対するポイント付与というのは、全く検討できないとかそういうことではないかなというふうに思いますので、貴重なご意見として、頑張りたいなというふうに思います。
田村会長	そもそもの話になってしまうかもしれないんですけども、パブリックコメントを出すっていうのは政策推進課で取りまとめてやっていることなんでしょうか、それともそれぞれの担当課で独自にやっていることなのかという部分で、それぞれこの時はこういうやり方で、別の時は別のやり方ですとなると、なかなかやりづらかったり、統一感がないと周知の方法も違ったりとか、アンケートの方式も違ったりとかっていうと、なかなかこう、やっぱり答えづらくなっちゃうのかなと。 ある程度のやっぱり、美幌町のパブリックコメントだったり、WEB アンケートだったり様式というか形で、ここに行けば載っていますよとかっていう、わかりやすさにつながってくるかなと思うんですけども、そのあたりはどういうふうに統一するというお考えでしょうか。
事務局（政策課長）	実際に実施するのはそれぞれ担当のグループであります、我々政策推進課のほうで当然所管しているものでありますので、担当とうちと一緒に担当がやるときに、私どもにも声をかけていただいてどういった手法でやるかというような相談を受けたりとかそういうのをします、担当ではやるんですけども、当然我々もいて、今仰っていただいたようにきちんと統一的に、こっちはやらないけどこっちはやる、WEB アンケートはやるかやらないかは別としても、基本的なやり方というのは統一できるように、今もしようとしていますし、これからも当然していくような形になります。
事務局（政策主査）	パブリックコメントの実施の最後の決定の時には、私たち政策推進課の方も、そこで決定というか承認というかですね、そういったところまでして、実施をするという流れでしておりますので、そこで本当にこれまでの取り組みとちょっと違うというかですね、気づいたらすぐこちらの方からというところのチェック機能というところもしっかりとさせていただいております。
田村会長	パブリックコメントは団体に対して、団体の会員の皆さんに周知してください、みたいなことはされることはあるでしょうか。 例えば、商工会議所に対して、こういったパブリックコメントを実施していますので、ぜひ関連企業にご案内をお願いしますとかですね。そういったことで、いろんな団体、会社、あるいは企業から回答率というのが上がっていくのかなと思うんですけども。
事務局（政策主査）	これまで町としてですね、そこはおそらくやる・やらないというのは統一した、もしかしたらこの自治推進委員会のようにその計画を作っている会議に参画いただい

	る団体の方々にそういった参加の協力依頼ですとかというところをしていることはあるかもしれないんですけども、町として統一してというところはないかもしれないんですが、他の自治体、私、北海道のほうに派遣で行っていたときには、こういったパブリックコメント、意見聴取の際には、関係団体のほうに一斉にお知らせをしてこういうふうにはパブリックコメントを実施しているので、所属の皆さんにもお知らせしていただくとともにということをしていただいたりしているところもありましたので、こういった取り組みも皆さんに周知だけでなく、回答率も上げていくというところに繋がってくるのかなと思いますので、ぜひ今後の取り組みのご意見として参考にさせていただければと思います。
田村会長	最後に、「④求める意見の分かりやすさについて」いかがでしょうか。 概要版を作成して目的、内容がわかりやすく発信ということで、私は非常にいいのかなというふうに思っています。
泊り委員	このスキームが多分一番骨格になるんじゃないかと思うんですけど、多分パブコメの段階だと、ある程度骨格、固まっちゃっている段階で、そこからの意見というのがなかなか難しいので、今出ている WEB って話になっているんだと思うんですけど、そもそもが多分、この意見を取りに行ったとしても、何を聞いているかがわからないので、もう答える機会がなくなっちゃうところがまず、最初だと思うので。 意見を取りに行ったり聞きに行ったりして集めるのも大事なんですけど、まずここが最初で、何を聞きたいのかというところをわかりやすく明確に、分類してもいいと思うんですよね、細かく分けてもいいと思うので、そこをはっきりして、こういうことを聞いているなら、じゃあこう答えようかなとわかるところが入口なんじゃないかなと思うんですよね。
事務局（政策課長）	そうですね。今までは全体的にという形なので、一体何なのかというのは確かにおっしゃるとおりかなと思います。 せっかく概要版というような形をすとか、いろいろ今変えようとしていますので、きちんと何が聞きたいのかとかそういった整理についてもですね、検討していきたいと思います。
	〈議題 3 町民の定義について〉
田村会長	では、次に議題の三つ目「町民の定義について」を事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	「議題(3) 町民の定義について」ご説明させていただきます。定義の話をしていただく前に、まず、自治基本条例のうち、町民とはどのような役割があるのか、その権利と責任・負担について、ご説明いたします。 資料 3 の上段の部分でございますが、町民の権利としまして、先ほど議題(2)でパブリックコメントを検証させていただきましたけれども、これらを含めた町政への参加が権利として挙げられます。これは町政に直接意見することができ、この意見によって計画内容の一部を見直すなど、町民生活にも直結する重要な権利でござ

事務局（政策主査）	います。また、行政サービスを受けることができる権利につきましても、自治基本条例中の第 19 条に明記されております。 一方で、この権利の対になるように責任と負担が発生します。町政や地域活動に積極的に参加するよう努めなければならないこと・またその発言や行動に責任を持つことが、第 20 条第 1 項・第 2 項に明記されているほか、第 20 条第 3 項には、行政サービスを受けるために応分の負担を負うこととする旨が記載されています。 これらに基づきまして、次に、現在の町民の定義について資料下段でご説明をさせていただきます。現在の町民の定義は「町内に住所を有する人」「町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人または法人もしくは団体」となっております。 しかし、近年の社会情勢の変化や多様な働き方の広がりを背景に、新たなライフスタイルや関わり方・制度が生まれ、様々な形で本町と関わっている方が増えております。関係人口につきまして、ご覧の資料にて整理をさせていただいておりますが、より関わりが深い方ほど、左から順番に、尚且つ枠の高さによってその度合いがわかるように表を整理しております。 この中で、最もかかわりが深い方として、「二地域居住者」が挙げられます。この「二地域居住者」とは、都市に住みながら本町にも住まいを持ち、2 つの拠点で生活する方ということで町が二地域居住者として認定をした方になります。これらは期間は限られるものの、実際に美幌町に居住をしていることから、関係人口の中で最もかかわりが深い位置付けとしております。 次に、「ふるさと住民登録制度」に登録していただいた方を「二地域居住者」に続く、関わりが深い位置づけとしております。この「ふるさと住民登録制度」については、後ほど、別の担当者よりご説明いたします。 またこのほか、「美幌町出身の方」、「ふるさと納税者」、「観光などで美幌町に訪れる方」など、関係人口として今回整理しております。現在、こうした方々に関しては、条例上町民として定義されておりません。本日は、先にご説明したパブリックコメントなど直接意見できる権利やその応分の責任・負担を担う町民の役割を踏まえて、関係人口の一部を新たに条例上の町民として、定義づけする必要性につきまして、みなさまから率直なご意見をいただければと考えております。 なお、この「町民の定義」につきましては、ただいまご説明した、「二地域居住」や「ふるさと住民登録制度」は運用が開始したばかり、またはこれから運用されるものであるほか、町民の役割や義務をイメージしてご発言いただくことは難しいかと思われますので、事務局としまして、この定義の見直しについては、条例改正を前提に議題としてはいるわけではございませんので、町とこういった関わりがある人は定義に含めていいのでは？ など、ぜひ率直なご意見をいただければと思います。 それでは、「ふるさと住民登録制度」について、別の担当よりご説明させていただきます。 「ふるさと住民登録制度」についてご説明いたします。この制度は令和 9 年度から、国が本格的に導入に向けて進めている制度でございまして、現在、国ではこの制度専用のアプリを開発しております。 アプリ内で、誰もが自らが住む町以外の全国の市町村から、興味・関心のある
-----------	---

	まちや、ちょっとした縁から何かしらの形で関わりたいと思うまちを「ふるさと住民」という形で登録することで、その町の情報をアプリを通じて受け取ることができ、更には、案内を受け、イベントや自治会活動などの地域活動に参加することができるようになる仕組みとなっております。 本町におきましても、現在、北海道と連携し、本格的な運用を見据え準備を行っているところであり、この制度の活用により、地域活動の担い手として、登録していただいた方々との関わりによる地域の活性化を期待しているものであります。 さきほどの関係人口の位置づけの中に戻りますが、こちらの関わり方としては、副業やボランティアといった形を想定していることから、登録者の方々については、「二地域居住者」に続く、関わりが深い位置づけということで、私たち考えてございますので、この町民の定義を検討の中に組み込ませていただいているというところでございます。
田村会長	では、今のところで何かご質問やご意見はありませんか。
北守委員	今の定義のところなんですけれども、美幌町に住所を持たない方も町民と定義しているってことなんですか。
事務局（政策課長）	北見市にお住まいで、町内の会社で働いていらっしゃる方、学んでいる方も条例上で、制定当初から条例の中では町民と位置付けています。
田村会長	考える上では、美幌町自治基本条例の条文自体を確認していただいた方がいいのかなと思うんですが、自治基本条例の第 2 条ですね「町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。」ということで現在は定義されているということですが、この部分をどう考えていくのかというのが、この町民の定義についての議題になっています。 上の町民の権利として、12 条「町民は美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加するというのを基本とします。」となっていて、そのままいろいろ記載があるんですけども、例えば 3 項ですね「議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。」と、そういったことの町民の権利、もしくは議会・行政の義務という部分が記載してあります。 あと、第 19 条で、「町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。」、「町民は町政に参加する権利を有します。」、「町民は行政サービスを受ける権利を有します。」という記載もあります。 第 20 条の町民の役割という部分について、こちらで責任の負担についての記載があって、「町民は美幌町の自治の主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。」、「町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。」、「町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。」というような条文があります。
北守委員	この図からいきますと、「二地域居住者」と「ふるさと住民登録制度」の方々も

	町民に含めたいというようなニュアンスが伝わっているんですが、それはどうなんでしょうか。
事務局（政策主査）	このように考えているということではなくて、関係人口が広がっていく中で、この議論をまずはテーブルに上げなければならないというふうに私たちは思っておりまして、ただ、その中でも考え方として、その中でも強いと思われる順に並べたというところまでございまして、含めたいというように認識しているものではなくてですね。 今、ご説明でもありましたが、なかなかその責任・負担というところで、実際には条文には書いていますけれども、その責任と負担ってじゃあ何と言われたら、なかなか実感できるものは少ないかもしれないんですけども、いざ何かのきっかけで見たときに、そこまで町に関わろうとも思っていないし、というようなことも中には思うかもしれないというところで、そういった中では強い関わりがあるから必ずこれを町民の定義に含めなければならないというふうには、そこは、私たち事務局としては、現状は、それを前提に議論しようと思っておりますというところですよ。
事務局（政策課長）	町民の定義の中でいくと、パークゴルフ場とか町内・町外で料金分けている部分がありますけれども、それはあくまで住所を有する町民の方。こっちとは定義が違っていて、なぜかというところは、パブリックコメントですとか、そういった町民参加についての積極的な広げ方として、料金とかにつきましては、一定の税金を納めているとか、そういった応分の負担ということで、そこは町内・町外は分けているというような違いがございます。 何でもかんでもここに定義したから、全部町民ですというわけではないというのが、ちょっと分かりづらいんですけども、あくまで町政参加ということで、範囲を広げている。その範囲をどこまで広げるかということですね。
泊り委員	そもそも条文を変更する予定がない中で、何を変えようとしているのかわからないんですけど。
事務局（政策課長）	今回のタイミングでは変えなくても、ここでもし、意見がいただければ、当然バーンと終わるわけではないので、それを積み上げて、次の改正の時に向けてということもできますので。
泊り委員	改正の検討をするということですか。
事務局（政策課長）	そうですね。変える前提で皆さん意見を言ってくださいではないということだけです。前のめりではないんですけども、皆様方にもやっぱりこういうふうな現状、自治基本条例を最初制定したときには当然こういった決めがなかったもので、社会情勢の変化によって、「二地域居住」ですとか「ふるさと住民登録制度」とかっていうのが新しく出てきましたので、そういったことのご紹介も含めて、この町政参加について、人口が減っている中で関係人口を増やしましょう。じゃあ、関係人口を増やした中で、町政参加も一緒にやっていただいたらいいのではないかと思ったり、いやいやそこまではというような意見もあったり、そういったところを率直にお伺いして、そういうのを積み上げていって、実際にやるかどうかというところ。

田村会長	なので、今回のタイミングじゃなくても、当然次のタイミングはまた訪れてきますので、そういったところに活かせるように、きちんと議事録も残しますし、そういった考えも残していきたいなというふうに思っています。 私の意見としてですね、関係人口は人口減少の中で増やしていかないといけないというのはまさにそのとおりだと思いますし、パブリックコメントとか WEB アンケートについては広くいろんな意見を求めているほうがいいと思うので、こういった関係人口の方々を含めて、よく意見を集めて、別に美幌町に住んでなくたって、美幌町で働いてなくたって、美幌町出身だったり、こういういろんな制度の中で美幌町を愛してもっと良くなってほしいなという意見であれば、どんどん聞いていったらいいなと思うんですけども、やはりこの自治基本条例の中の町民の定義を変えていく必要まではないのかなと僕としては感じました。 というのも、やっぱり町民には責任・負担がありますよと言っても、実際にそれを求めることってないと思うんですよ。あなたにはそういう責任があるんだから、何々してくださいと言われてもそんなの知ったことかという話になってしまうと思うんですよ。 出てくるのは、やはり町民として定義された人の権利の話になっていくと思うんですけど、権利があるということは、さっき挙げた 12 条の中で、議会行政側に責務が生まれてしまうんじゃないかなと思うんですよ。 それを、ちょっと性悪説的かもしれないですけど、利用されるというか、権利を主張されて、悪用されたりする懸念が出ちゃうんじゃないかなというのは、正直ちょっと思っていて、やはりこの町民の中でも、「議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。」となっているので、美幌町に住んでもない、働いてもない人に対して、保障されてないと言われてたときに、それに対して、町民として認めた以上、対応しないといけないとか、そういう負担が出てしまうんじゃないかなというふうに思いますので、冒頭で仰っていた、これを町政の憲法として考えたときに重要なものであれば、そこはあくまでも町民としては今のままの定義でいいんじゃないかなと思います。 基本的に、意見を集めることとか関係人口を増やすことについては、私は大事なことだと思いますけど。 他の方はいかがでしょうか。
村上委員	その権利であつたりとか責任・負担という言葉がちょっと先行してしまうところが多分あると思うんですけど、これのもっと前に、例えば一番小さいところでいうとふるさと納税者とか、なんかそういうふるさと納税のプラットフォームがいればあるわけで、そこでまず美幌町の宣伝をするとか、その 1 ページだけじゃなくて、商品、商品で全部に美幌町の宣伝をするとか。 まずはそこから、町民っていうのよりも、そこで関係人口を増やして、その後に美幌町に居住されて、居住された方が、この行政に関して協力していく、みたいな流れが多分いいと思うんです。 この検討の順序が、まだこの段階に来てないのかなと思います。
事務局（政策課長）	ふるさと納税していただいている方に対してのアプローチというのはおっしゃるとおり

	で、今年 4 月 1 日から我々の政策推進課の中にふるさと納税推進グループというのを作って、2 名専従でいるんですけども、当然その物のやりとりだけではなくてですね、そもそものふるさと納税の意味としましては、その町の良さ、町の魅力を知っていただく、町のファンになっていただくというところがありますので、少し前からですね、メルマガとかですね、あと、納税知らない方々にメールアドレスが分かる方にはもうメールで定期的に町の情報ですとか、町の魅力とかそういうのを今発信始めております。 そういったところで、なんとなく美幌町ということを印象付けて、また更に興味を持っていたいて、たまたま玉ねぎを買っていただいた方っていると思うので、もちろん美幌町出身の方もいらっしゃるかもしれませんが、たまたまの方をそういったところでメール発信して、美幌町のファンになっていただくような取り組みは、今、まさにやっておりますので、そういったところが本当に非常に重要だなというふうには、当然、村上さんがおっしゃるとおりそれも同じ認識であります。
田村会長	今の話を聞いても私も思い出しましたが、ふるさと納税した町から、なんかファンクラブかサポーター制度の登録してみませんかみたいな案内があって、それ登録すると定期的にその町の自治体に情報が送られてくるみたいな、まあそれがどのぐらいニーズがあるのかはわかりませんがね。 でも美幌出身の方だったりとかしたら、親が住んでたりとか、身内がいると思うので、そういうふうに情報を得たいという場合もあるかなと思うので、自治基本条例の定義を変えんとかっていうのは、そういうサポーター制度みたいなものをしっかり充実させてそういった中で、たまにアンケートをお願いしてみたりとか、そういったものがまず先なのかなというふうに思います。
事務局（政策課長）	おっしゃる通り、皆さんが皆さんがというわけではないと思うんですけども、何人かは向いていただけたらありがたいなという思いで、諦めずに継続してやっていきたいなというふうに思っております。
村上委員	条例上の定義と関係人口でパスと分かれている感じがするんですが、イメージとしては、「ふるさと納税者」とか、「ふるさと住民登録制度」という人たちが、この「町内に住所を有する人」に入っていくというイメージの方がいいのかなと思います。
西田委員	「二地域居住者」って初めて聞いたんですけど、結局はどこかの町に、居のところを置いて、そちらに住民登録をしてらっしゃって、美幌町には家があるけど、たまにこっちに来ている時期はあるけれども、違う町に税金を払って、そちらのサービスを受けるってことなんですよ。
事務局（政策主査）	本町はまだこれから本格的にということで、事例も少なく、まだそういったサービスの提供までは検討段階ではあるんですけども、他の市町村だと住民票は置いてないですけども、その町民料金で公共施設が使えるだとか、その分その町についても、お家を買っていただくとそこで税金の支払いが生まれたりだとかというところがあるんですけど。それだけじゃなくて、その住んでいる方が自治会に入って、さらには地域の活動に参加することで、その町の活性化にすごく関係性を持っていた

	いているというところもありますので、そこはその町としては町民と同じような形でサービスを提供しているというところもあります。 そういう取り組みをすることで、どんどんその町に家を建てて関わっていきたいという、関係人口を増やしていくというような、そういったところが期待されている取り組みでもあります。本町としてはこれからというところではあるんですけども。
事務局（政策課長）	要件としましては、美幌町に居住可能な住宅を構えていただいている方というのが条件としてありますので、ご説明のとおり固定資産税というのは、当然発生しているというところは一部あります。
西田委員	だんだん子どもが減って、美幌町って本当にずっと先細っていつているので、ここで税金を払って負担をしていただける方に関わってきていただける方の定義がこっち側のそういうふうな方ということなんですよ。 そうすると、パブリックコメントであったり WEB アンケートだったりで町にいろいろ関わっていただくことで、美幌をより知っていただけてという位置づけでいるという、そういう表であるってことなんですよ。
事務局（政策課長）	今後、そういったところに入れていってもいいのか、それともそこまではというふうなのかそういうご意見をいただきたいということです。
西田委員	私は、定義としては、ここは別に変える必要はないと思うんですけど、そのパブリックコメントであったり WEB アンケートだったり町をより知っていただくのには、積極的にこちらの方には、宣伝していったほうがいいのではないかなというふうに思っております。
田村会長	では、議題の最後、その他ということで事務局から何かございますか
事務局（政策主査）	次回の開催につきましては、先にご説明したとおり 8/25 を予定しております。本日の資料と合わせて、次回の開催のご案内をお配りさせていただいております。お忙しい中大変恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。事務連絡は以上となります。
田村会長	次回の開催に向けては、何か確認していることとか検討していることもしくは何か資料を送っていただいたりとかそういうものはあるでしょうか。
事務局（政策主査）	今回はですね、今こちらの方で議論いただきました、町民の定義、それから町民参加の部分ですね、いただいたご意見を整理しまして、事務局の方で、こういうふうな方向で行こうというようなことを、また皆さんに共有させていただきまして、議論をさせていただきたいと考えております。 またですね、自治基本条例の条文につきまして、皆さんにお伺いをしていこうというふうに考えておりますので、前回配らせていただいた、条文の一覧をちょっとお目通しいただいて、ここはどうなんだですとか、単純なご質問ですとか、そういったことも含めて協議できればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

田村会長

分かりました。ありがとうございます。
その他委員の皆さんは、何かご質問ないでしょうか。
なければ、これで本日の会議は終了したいと思います。
皆様お疲れ様でした。

終了